

山梨県介護保険等利用被爆者助成事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、被爆者であって、次に掲げるものに対して行う利用者負担の軽減措置について必要な事項を定めるものとする。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設（以下「介護老人福祉施設等」という。）に入所し、当該施設の入所に係る費用の一部を負担するもの

イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム等」という。）に入所し、同法第28条第1項の規定により当該施設の入所に係る費用を負担するもの

ウ 法に規定する訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、旧介護予防通所介護（注1）又は法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）のサービス（以下「通所介護・短期入所生活介護等サービス」という。）を受け、通所介護・短期入所生活介護等サービスに係る費用の一部を負担するもの

（注1）地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。

エ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）

オ 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下「第1号訪問事業」という。）

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被爆者 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第1条に規定する被爆者であって、山梨県内に居住地を有するものをいう。
- (2) 低所得 原則としてその属する世帯の生計中心者が所得税非課税者である（生活保護受給世帯を含む。）ことをいう。

第3 助成事業の種類

助成事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 訪問介護利用被爆者助成事業
- (2) 介護老人福祉施設等入所被爆者助成事業
- (3) 通所介護・短期入所生活介護等利用被爆者助成事業

第4 訪問介護利用被爆者助成事業

(1) 対象者

低所得の被爆者のうち、次の表の左欄に掲げる訪問介護等サービスを受け、それぞれ同表の右欄に掲げる介護給付等の支給を受け、又は受けることができた者であって、当該訪問介護等サービスに係る費用の一部を負担しているものを対象とする。

訪問介護	・ 居宅介護サービス費（法第41条） ・ 特例居宅介護サービス費（法第42条）
旧介護予防訪問介護	・ 介護予防サービス費（法第53条） ・ 特例介護予防サービス費（法第54条）
第1号訪問事業（※）	第1号事業支給費（法第115条の45の3）

※平成27年3月31日老健局発出事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」サービス種類コード一覧に規定するサービス種類コードA1及びA2に限る。

(2) 支給限度額

(1)の表の右欄に掲げる介護給付の額に90分の100を乗じて得た額から当該介護給付の額を減じた額（注）を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。なお、他の制度によって低所得の被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

（注）法第50条又は法第60条の規定が適用される場合にあつては、当該サービス費に100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合を除いて得た額

(3) 低所得であることを証する書類

被爆者が低所得であることを証する書類は次のとおりとする。

ア 訪問介護利用者負担額減額認定証

介護保険法施行に伴う経過措置等において、訪問介護を利用している者の申請に基づき、介護保険の保険者（市町村）から交付される認定証

イ 訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証

訪問介護利用被爆者助成受給資格認定申請に基づく県が交付する認定証

(4) 訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証の申請

ア 申請方法

訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証の交付を受けようとする被爆者は、「訪問介護利用被爆者助成受給資格認定申請書」（様式第1号）に世帯の状況等を記載し、これを証する資料を添付して県に申請するものとする。

イ 交付申請に添付する資料

- (ア) 介護保険に関する資料
介護保険被保険者証の写し（要介護状態区分がわかるもの）
- (イ) 世帯確認の資料
住民謄本の写し
- (ウ) 生計中心者の所得の状況を確認する資料
所得証明書、課税（非課税）証明書、源泉徴収票の写し又は確定申告書（本人控え等）のいずれか
- (エ) 生活保護世帯の場合
生活保護受給証明書
- (オ) 寡婦（夫）控除等のみなし適用の場合
申請者の戸籍全部事項証明書

ウ 調査等の同意

申請者は、当該申請書の内容及び添付書類に関して、市町村の税務担当課等、関係機関に対し、調査、照会することに同意するものとする。

(5) 訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証の交付等

ア 交付

県は、申請書内容を審査し、訪問介護利用被爆者助成事業の支給対象者の要件に該当すると認めるときは、訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

イ 有効期限

訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証の有効期限は、交付を受けた翌年度の6月末日までとする。ただし、申請が4月1日から5月31日までの間に行われた場合はその年度の6月末日までとする。

ウ 再交付

訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証の紛失等により、助成金受給資格を証明することができなくなった場合は、訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証再交付申請書（様式第3号）により県に再交付申請するものとする。

エ 記載事項の変更

訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証の記載事項に変更が生じた場合は、訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証記載事項変更届（様式第4号）により変更を確認できる書類を添付して県に届け出なければならない。

オ 訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証の返還

訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証の交付を受けた者は、次に該当する場合には、当該認定書を県に返還しなければならない。

- 認定要件に該当しなくなったとき
- 山梨県外に転出したとき
- 有効期限が満了したとき

第5 介護老人福祉施設等入所被爆者助成事業

(1) 対象者

次に掲げる者を対象とする。

ア 被爆者のうち、次の表の左欄に掲げる介護老人福祉施設等に入所し、それぞれ同表の右欄に掲げる介護給付の支給を受けている者であって、当該施設の入所に係る費用の一部を負担しているもの。

介護老人福祉施設	・施設介護サービス費（法第48条） ・特例施設介護サービス費（法第49条）
地域密着型介護老人福祉施設	・地域密着型介護サービス費（法第42条の2） ・特例地域密着型介護サービス費（法第42条の3）

イ 被爆者のうち、養護老人ホーム等に入所し、老人福祉法第28条第1項の規定により入所に係る費用を徴収されているもの。

(2) 限度額

ア (1)の表の右欄に掲げる、法が規定する当該費用から、被爆者が受け、又は受けることができた当該介護給付等の額を減じた額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。なお、他の制度によって被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

イ 養護老人ホーム等に入所している被爆者に対しては、当該施設の入所に係る費用として、老人福祉法第28条第1項の規定により市町村長から徴収されている額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

第6 通所介護・短期入所生活介護等利用被爆者助成事業

(1) 対象者

被爆者のうち、次の表の左欄に掲げる通所介護・短期入所生活介護等サービスを受け、それぞれ同表の右欄に掲げる介護給付等の支給を受けている者であって、当該通所介護・短期入所生活介護等サービスに係る費用の一部を負担しているもの。

通所介護	・居宅介護サービス費（法第41条）
短期入所生活介護	・特例居宅介護サービス費（法第42条）
地域密着型通所介護	・地域密着型介護サービス費（法第42条の2）
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	・特例地域密着型介護サービス費（法第42条の3）
小規模多機能型居宅介護	
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	
認知症対応型通所介護	
認知症対応型共同生活介護	
旧介護予防通所介護	・介護予防サービス費（法第53条）
介護予防短期入所生活介護	・特例介護予防サービス費（法第54条）
介護予防認知症対応型通所介護	・地域密着型介護予防サービス費（法第54条の2）
介護予防小規模多機能型居宅介護	・特例地域密着型介護予防サービス費（法第54条の3）
介護予防認知症対応型共同生活介護	
第1号通所事業（※）	第1号事業支給費（法第115条の45の3）

※平成30年3月30日老健局発出事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」サービス種類コード一覧に規定するサービス種類コードA5及びA6に限る。

（2）限度額

（1）の表の右欄に掲げる、法が規定する当該費用から、被爆者が受け、又は受けることができた当該介護給付等の額を減じた額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。なお、他の制度によって被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

第7 助成の方法等

（1）助成の方法

この事業の助成方法は、法に規定する施設介護サービス費及び居宅介護サービス費の支給に準じて現物給付化することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は償還払いとする。

（2）第4から第6までに定める助成事業の現物支給による給付

ア 被爆者は、現物給付を受ける場合は、事業者には被爆者健康手帳を提示して、助成対象事業のサービス利用を申し込むものとする。ただし、訪問介護については、被爆者健康手帳とともに、訪問介護利用者負担額減額認定証又は訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証を提示するものとする。

イ 事業者は、被爆者健康手帳等の提示があった場合は、法に規定する介護サービス費の支給に準じて、助成対象介護サービスの利用料等を徴収することなく、これを現物給付し、当該利用料等に相当する金額を山梨県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に請求するものとする。

ウ 現物給付による助成金の審査及び支払いに関する事務は、連合会に委託するものとし、委託に関する事項は別途契約書で定めるものとする。

(3) 第4から第6までに定める助成事業の償還払いによる支給

第4から第6までに定める助成事業利用料の助成の現物給付を受けずに利用料を事業者へ支払った被爆者は、介護保険利用被爆者助成金支給申請書（様式第5号）に領収書と介護保険のサービスの内容を記載した書類（介護保険の介護給付費明細書等）を添えて県へ支給申請するものとする。ただし、被爆者のうち、養護老人ホーム等に入所し、老人福祉法第28条第1項の規定により入所に係る費用を納付した被爆者又はその扶養義務者は、老人ホーム入所被爆者助成金支給申請書（様式第6号）にその領収書を添えて県へ支給申請するものとする。

(4) 助成金の支払い

県は、上記の助成金申請があった場合は、内容を審査し、支払額を決定の上、支払うものとする。また、現物給付に伴い事業者に支払われた助成金は、被爆者に支払われたものとみなす。

第8 助成金の返還

偽りその他不正の手段により、この要綱に定める助成金を受けた場合は、県はその者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年11月4日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年3月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

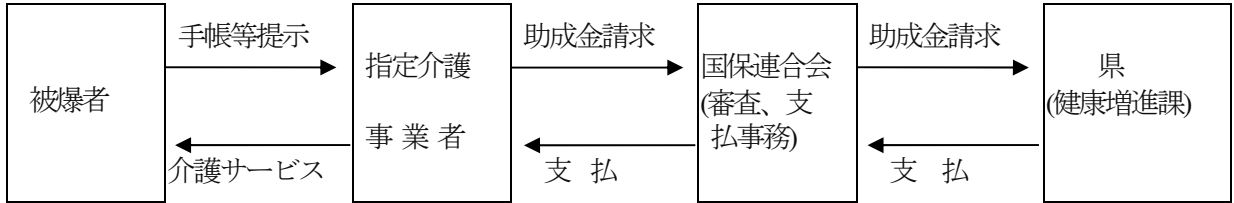
この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

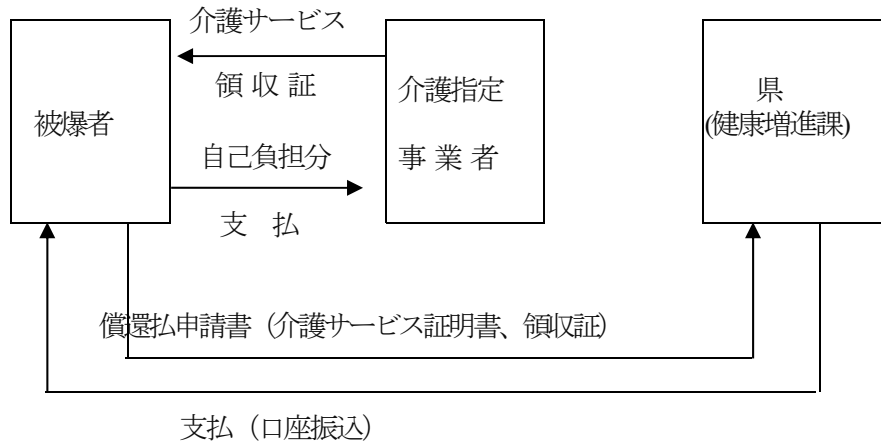
この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

介護保険利用被爆者助成のフロー

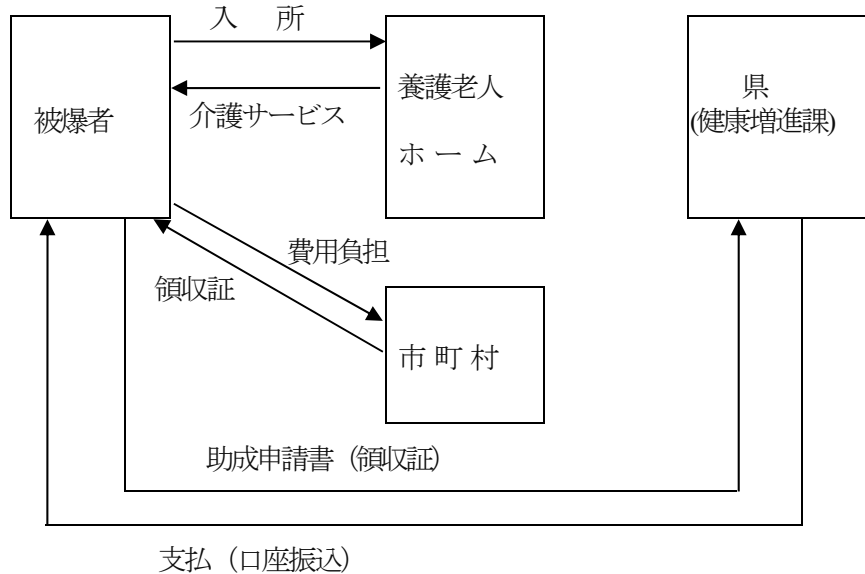
- 現物支給の場合・・・被保険者証と被爆者手帳を提示し、自己負担分（助成対象に限る）を支払わないで介護サービスを受ける。（訪問介護利用の場合は、低所得を証する書類も提示）



- 償還払いの場合・・・助成対象となる自己負担分を事業者に支払ったとき。



- 養護老人ホーム入所費用助成の場合



様式第1号

訪問介護利用被爆者助成受給資格認定申請書

山梨県知事

殿

令和 年 月 日

介護保険制度における居宅介護（支援）サービスまたは特例居宅介護（支援）サービスの訪問介護に係る自己負担分について、山梨県介護保険等利用被爆者助成事業実施要綱に基づく助成金の支給を受けるため認定証の交付を申請します。

また、下記の記載内容またはこの申請に係る添付書類に関して、市町村及び税務関係機関等へ照会・調査されることについて同意します。

1 申請者						
ふりがな 氏 名					男・女	
生 年 月 日			M・T・S 年 月 日 生			
住 所			〒			
電 話 番 号						
被爆者健康手帳番号						
介護保険保険者名称						
介護保険被保険者番号						
2 申請者（被爆者）の世帯の状況						
生計 中心者	氏 名	申請者との 続柄	生年月日	前年の所得 税課税状況	同居 別居	別居の場合の住所 及び電話番号
			M・T・S			
			M・T・S			
			M・T・S			
			M・T・S			
			M・T・S			

- 1 戸籍謄本と健康保険証に記載されている世帯員を全員記載してください。
- 2 生計中心者に○印を付けてください。
- 3 添付書類 ①要介護認定等通知書写し ②住民謄本 ③健康保険証の写し
④生計中心者の源泉徴収票写しまたは確定申告（本人控え等）
⑤生活保護受給者の場合は生活保護受給証明書

様式第2号

訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証

住 所	〒	
ふりがな 氏 名		男 ・ 女
生 年 月 日	M・T・S 年 月 日 生	
被爆者健康手帳番号		
受給資格認定期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日	

上記の者が訪問介護利用被爆者助成金の受給資格を有することを証明します。

令和 年 月 日

山 梨 県 知 事

様式第3号

訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証再交付申請書

山梨県知事

殿

令和 年 月 日

次の理由で訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証の再交付を申請します。

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

(被爆者健康手帳番号)

再交付申請の理由

紛失年月日 令和 年 月 日

- ◎注意事項
- 1 紛失した認定証を発見した場合は、速やかに返納してください。
 - 2 新たな認定証の交付を受けたときは、従前の認定証は効力を失います。

様式第4号

訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証記載事項変更届

山梨県知事 殿

令和 年 月 日

交付を受けた訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証の記載事項について、変更が生じたので届け出ます。

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

(被爆者健康手帳番号)

	変 更 前	変 更 後
住 所		
ふりがな 氏 名		
介護保険保険者名 (市町村名)		
介護保険被保険者番号		
要介護度等		
そ の 他		

◎変更の事実を証明する資料を添付すること (住民票の写し、要介護認定通知書写し等)

様式第5号

介護保険利用被爆者助成金支給申請書
(償 還 払 用)

山梨県知事

殿

令和 年 月 日

山梨県介護保険等利用被爆者援護事業実施要綱に基づき、次のとおり助成金を申請します。

請 求 内 容	申 請 者 住 所		〒							
	申 請 者 氏 名									
	被爆者健康手帳番号									
	介護保険被保険者番号									
	利 用 施 設 名									
	利 用 年 月		令和 年 月 利用							
	利用者負担額 (詳細はサービス提供明細書のとおり)									
	介 護 サ ー ビ ス 種 類	介護老人 社会福祉 入 所	施設サービス							円
			食事の標準負担							円
		短期入所生活介護利用								円
		通所介護利用								円
		訪問介護利用								円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用								円		
小規模多機能型居宅介護利用								円		
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護) 利用								円		
共同生活介護利用								円		
申請金額 (合計)								円		

◎利用料の領収書及びサービス提供明細書を添付する。下記の口座に支払ってください。

金融機関	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協			支 店
預貯金別	当座 普通	口座番号		
フリガナ 氏 名				

様式第6号

老人ホーム入所被爆者費用負担助成金支給申請書

山梨県知事

殿

令和 年 月 日

山梨県介護保険等利用被爆者援護事業実施要綱に基づき、次のとおり助成金を申請します。

申請者住所	〒
申請者氏名	
被爆者健康手帳番号	
利用施設名	
利用年月	令和 年 月 利用
申請金額	円

◎領収書を添付する。

下記の口座に支払ってください。

金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協			支店
預貯金別	当座 普通	口座番号		
フリガナ 氏名				